

地方創生推進資金薬業振興枠貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に住所を有する医薬品配置販売業者に係る必要な資金の貸付けを行うことにより、本県の地場産業である薬業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「医薬品配置販売業者」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第30条の配置販売業の許可を取得している者、又は薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条の規定によりなお効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法第30条第1項の許可を取得している者をいう。

(資金の種類)

第3条 この要綱に基づき貸し付ける資金の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 家庭薬振興資金

医薬品配置販売業者が必要とする運転資金

(2) 懸場帳購入資金

医薬品配置販売業者が懸場帳の購入に必要とする設備資金

(対象設備等)

第4条 前条に規定する資金の貸付対象となる設備等は、別表1のとおりとする。

(貸付条件及び貸付対象者)

第5条 この要綱による資金の貸付条件及び貸付対象者は、別表2のとおりとする。

(利用手続)

第6条 この要綱による貸付けを受けようとする者は、貸付けを実施する金融機関（以下「取扱機関」という。）に借入申込をするとともに、利用申請書（様式第1号）を取扱機関を経由して知事に提出するものとする。

2 前項の利用申請書には、資金計画書その他知事が必要と認める書類を添付するものとする。

3 取扱機関は、この要綱に基づく貸付けを行おうとするときは、貸付協議書（様式第2号）により、知事に協議するものとする。

(貸付決定)

第7条 知事は、前条第1項の利用申請及び同条第3項の協議があった場合は、貸付けの適否を決定し、資金の貸付けを受けようとする者及び取扱機関に対し、通知するものとする。

(資金の貸付け)

第8条 取扱機関は、前条の貸付決定通知を受領したときは資金の貸付けを行うものとする。

(資金措置等)

第9条 県は、この要綱に基づく貸付けの実施のための資金を、予算の範囲内で取扱機関に預け入れるものとする。

2 前項の預入期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの範囲内とする。

3 取扱機関は、第1項の規定により預入れを受けた資金の3倍に相当する額以上の貸付けを行うものとする。

(貸付状況報告)

第10条 取扱機関は、資金の毎月の貸付状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(貸付金の返済)

第11条 知事は、資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱機関に対し、貸し付けた資金の全部又は一部の返済を求めることを指示することができる。

(1) 資金を貸付けの目的以外の目的に使用したと認められるとき。

(2) 医薬品配置販売業者に該当しなくなったとき。

(調査等)

第12条 知事は、この制度の運用について必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた者又は取扱機関から報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、貸付けの手続きに関しては、取扱機関の例による。

附 則

1 この要綱は、昭和39年4月1日から適用する。

2 この要綱適用の際、現に従前の貸付要綱により貸付けを受けているものについては、なお従前の例による。

(改正年月日)

昭和39年12月 5日	昭和41年 9月 1日	昭和47年 4月 1日	昭和48年 4月 1日
昭和49年 4月 1日	昭和50年 4月 1日	昭和50年12月 5日	昭和51年11月 1日
昭和52年 5月10日	昭和52年10月 1日	昭和53年 4月 1日	昭和54年 7月 2日
昭和55年 4月 1日	昭和55年 6月16日	昭和55年12月 1日	昭和56年 4月 1日
昭和57年 4月 1日	昭和58年11月 1日	昭和59年 4月 2日	昭和59年 7月 1日
昭和59年 9月 1日	昭和59年11月20日	昭和60年 4月22日	昭和60年 6月 5日
昭和60年 8月 1日	昭和60年10月14日	昭和61年 1月20日	昭和61年 3月 3日
昭和61年 4月15日	昭和62年 5月 6日	昭和62年 7月 1日	昭和63年 4月 1日
昭和63年12月28日	平成元年 9月 1日	平成元年11月20日	平成 2年 1月 1日
平成 2年 4月 1日	平成 2年10月 1日	平成 3年 1月 1日	平成 3年 4月 1日
平成 3年10月15日	平成 4年 1月16日	平成 4年 2月17日	平成 4年 9月11日
平成 5年 9月16日	平成 5年12月 6日	平成 6年 5月10日	平成 6年10月17日
平成 7年 4月 7日	平成 7年 5月 9日	平成 7年 7月17日	平成 8年 4月 1日
平成 8年 6月 4日	平成 8年 9月20日	平成 8年12月 2日	平成 9年11月 4日
平成11年 4月 1日	平成11年 6月 4日	平成13年 4月 1日	平成13年 6月 4日

平成15年 3月 1日 平成15年 4月 1日 平成17年 4月 1日 平成18年 6月 5日
平成19年 8月27日 平成20年 1月28日
上記改正経過に係る附則は、略。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要綱適用の際、現に従前の貸付要綱により貸付けを受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から適用する。
- 2 この要綱適用の際、現に従前の貸付要綱により貸付けを受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱適用の際、現に従前の貸付要綱により貸付けを受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱適用の際、現に従前の貸付要綱により貸付けを受けているものについては、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

- 1 懸場帳購入資金の対象設備
(1) 懸場帳

別表 2 (第 5 条関係)

1 家庭業振興資金

条件 貸付対象者	貸付条件			
	資金の種類	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置可能期間)	貸付利率 (%)
配置販売業者	運転資金	5,000	5年以内(1年)	1.90%以内

2 懸場帳購入資金

条件 貸付対象者	貸付条件			
	資金の種類	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置可能期間)	貸付利率 (%)
配置販売業者 (個人)	設備資金	30,000	10年以内(3年)	1.90%以内
配置販売業者 (法人)	設備資金	70,000	10年以内(3年)	1.90%以内